

中規模非住宅建築物の省エネ基準の見直しについて

中大規模非住宅建築物の省エネ基準引上げ

Point

- すでに基準適合義務の対象となっている**非住宅建築物**は、**規模に応じて、基準が順次引上げ**られています。 **大規模**(2000㎡～):**2024年4月**以降(施行済)、**中規模**(300～2000㎡):**2026年4月**以降(予定)

中大規模非住宅建築物に係る省エネ基準引き上げについて

大規模・中規模の非住宅建築物は、それぞれ下表の時期以降に**省エネ適判申請を行うものから**適合が必要となる省エネ**基準が引上げ**られます。

大規模 (2000㎡以上)	2024年4月以降に省エネ適判申請を行うもの (施行済)
中規模 (300㎡以上2000㎡未満)	2026年4月以降 に省エネ適判申請を行うもの (予定)

<中大規模非住宅建築物に係る引上げ後の省エネ基準>

用途	現行省エネ基準 [BEI]	引上げ後省エネ基準 [BEI]
工場等	1.0	0.75
事務所等、学校等、 ホテル等、百貨店等	1.0	0.80
病院等、飲食店等、 集会所等	1.0	0.85

注:2022年10月に非住宅建築物の誘導基準を以下のとおり引上げ。
事務所等、学校等、工場等: 0.6
ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等: 0.7

<省エネ計画書における記載内容>

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- ☐ 基準省令第1条第1項第1号イの基準
基準一次エネルギー消費量 G J / 年
設計一次エネルギー消費量 G J / 年
BEI () ←
- ☐ 基準省令第1条第1項第1号ロの基準
BEI () ←
- ☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果
() ←

基準値・設計値とも、Webプログラムの結果を記載

注:**増改築**の場合は、**2025年4月前後で**、省エネ基準適合の方法・基準が変わります。

複数用途の場合の評価の考え方

Point

- 非住宅建築物の基準への適否については、非住宅部分の設計一次エネルギー消費量(用途ごとの合計)が、非住宅部分の基準一次エネルギー消費量(用途ごとの合計)を超えないこととしている。**(用途ごとの達成は求めない)**
- 引き上げ後の大規模非住宅建築物の基準一次エネルギー消費量は、現行の省エネ基準の基準一次エネルギー消費量に、用途ごとの基準値の水準(0.75 or 0.80 or 0.85)を乗じた値の合計値となる。

【評価の考え方】

